

実施規程改正に伴う事業実施期間等の延長及び事業実施期間変更の手続きについて

実施規程の改正に伴い、

- ・事業実施期間が6月30日まで延長
- ・3月29日までとしていた実施結果報告書の提出期限が、事業完了後1カ月までとなりました。

また、採択後の事業実施期間の変更・延長の手続き方法についてお知らせいたします。

①既に事業実施期間の変更が決まっている場合

採択後の事業実施計画書提出の際に事業実施期間部分を赤字・取り消し線で変更し、課題提案書から変更した理由を記載してご提出ください。

なお、期間以外の変更がある場合も同様に変更部分を赤字・取り消し線で記載し、変更理由を記載してください。

(例) 取組 D の実施期間を変更する場合

調達日：~~2~~3月25日～~~2~~3月28日 (採択の通知が遅れたため)

納品日：3月~~3~~31日

- ・キャンペーン実施期間：3月~~3~~31日～~~3~~4月~~1~~613日(14日間)
- ・事業完了予定日：~~3~~4月~~1~~613日
- ・報告書提出予定日：~~3~~5月~~2~~912日

②交付決定後に事業実施期間を延長したい場合

交付決定後に事業実施期間を延長する場合は、実施規程の様式7遅延届出書を提出してください。

遅延届出書には事業が予定していた期間内で完了しない理由(例：まん延防止等重点措置の延長により予定していた日程で事業が実施できなかった等)と提出時点での事業の遂行状況を記載してください。

なお、遅延届により取組 C における飲食店への提供期間(連続する1か月の期間内)や取組 D におけるキャンペーン実施日数(合計14日間または連続する1か月の期間内)が増えることはありませんのでご注意ください。